

○ 弘前市が取り扱う事務

社会福祉法等の一部改正により平成 29 年 4 月 1 日から市が取り扱う事務は次のとおりです。

事務項目	根拠法
社会福祉法人設立認可	社会福祉法第 3 2 条
社会福祉法人定款変更認可	社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項 社会福祉法人定款例第 3 8 条
社会福祉法人定款変更届出	社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 4 項 社会福祉法施行規則第 4 条 社会福祉法人定款例第 3 8 条第 2 項
社会福祉法人の基本財産処分及び担保提供に係る承認	社会福祉法人定款例第 2 9 条
社会福祉法人の解散に係る認可・認定・届出	社会福祉法第 4 6 条第 2 項・第 3 項
社会福祉法人の合併に係る認可	社会福祉法第 5 0 条第 3 項 社会福祉法第 5 4 条の 6 第 2 項
社会福祉充実計画の承認	社会福祉法第 5 5 条の 2 第 9 項
社会福祉充実計画の変更	社会福祉法第 5 5 条の 3
社会福祉充実計画の終了	社会福祉法第 5 5 条の 4
社会福祉法人監査（報告の徴収及び検査）	社会福祉法第 5 6 条第 1 項
社会福祉法人監査（改善勧告・公表・改善命令）	社会福祉法第 5 6 条第 4 項、第 5 項、第 6 項
社会福祉法人監査（業務停止命令）	社会福祉法第 5 6 条第 7 項
社会福祉法人監査（解散命令）	社会福祉法第 5 6 条第 8 項
公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法第 5 7 条
計算書類等及び財産目録等の受理	社会福祉法第 5 9 条